

43. アルムナイ規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、多様で柔軟な働き方への対応として、株式会社よんやく（以下、「会社」という。）への復職を希望する退職者を再雇用する場合、および退職者と協業する場合の必要な事項について定めたものである。

第2条（定義）

「アルムナイ」とは、やむを得ない理由やキャリアアップを目的に自己都合退職をした者をいう。

第2章 アルムナイ採用

第3条（対象者）

対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- ① 自己都合退職した者
- ② 入社後3年以上在職した者
- ③ 会社を退職してから再雇用までの期間が10年以内であること
- ④ 会社が必要とする資格を保有している者
- ⑤ 退職後に会社のアルムナイネットワークに登録申請した者

第4条（再雇用の手続き）

会社は、前条の要件を満たした者をアルムナイネットワークに登録する。

- 2 前項により登録された者が就業可能となった場合は、人事課に再雇用の希望を申し出ることができる。
- 3 採用の募集がある場合、会社は再雇用希望者を優先的に採用するよう努める。
- 4 採用が決定した場合は、会社と再雇用希望者との間で雇用契約を締結する。

第5条（再雇用時の雇用形態）

再雇用時の雇用形態は、社員または契約社員とする。

第6条（再雇用時の処遇）

再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、等級および再雇用までの経験、知識および能力等を評価して決定する。なお、試用期間は省略することができる。

第7条（賃金）

再雇用時の賃金は個別に定め、他の社員と異なる扱いは行わない。

第8条（勤続年数）

勤続年数は、退職前の勤務年数を通算する。

第9条（再雇用者への教育訓練）

会社は、再雇用者の退職後の期間、経験、知識および能力等を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

第3章 アルムナイとの協業

第10条（適用範囲）

会社がアルムナイと協業する場合の適用範囲は、業務委託契約、コンサルタント契約、プロジェクト契約その他のビジネス形態を含むとする。

第11条（協業契約の締結）

協業を希望するアルムナイは、アルムナイネットワークより申請を行うものとする。

- 2 協業の契約内容は、具体的な業務内容、報酬、期間等を含む契約書により明確にする。
- 3 契約内容は、会社とアルムナイの双方が合意の上で決定する。

第12条（守秘義務）

アルムナイとの協業において、会社が提供する業務情報および機密情報は、協業契約に守秘義務にかかる条項を設け、契約期間中および契約終了後も厳守される。

第13条（競業禁止）

アルムナイが会社と協業する際、同様の業務内容を他社で行わないことを求める場合がある。なお競業禁止の内容や範囲は、業務の内容に応じて別途契約で定める。

第14条（知的財産権の取扱い）

協業中に発生した知的財産権の取扱いは、会社とアルムナイ間の契約で決定するが、原則として会社に帰属するものとする。

第15条（個人情報の取扱い）

協業に際してアルムナイから提供される個人情報については、会社の個人情報保護規程に従い、適切に管理する。

第 16 条（紛争解決）

協業に関して会社とアルムナイとの間に紛争が生じた場合は、双方の協議により解決を図り、解決に至らない場合は会社の本店所在地を管轄する裁判所にて解決を図るものとする。

第 17 条（その他）

本規程に定めのない事項については、会社とアルムナイ間の契約書または会社の定める社内規程に従うものとする

付 則

1. この規程は、2025年4月1日より実施する。（制定）